

消 防 危 第 176 号
平成 30 年 9 月 26 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」に係る執務資料の送付について

給油取扱所等における単独荷卸しについては、平成 30 年 3 月 30 日付け消防危第 44 号により、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」（平成 17 年 10 月 26 日付け消防危第 245 号。以下「245 号通知」という。）を一部改正し、その運用をお願いしているところで

す。
今般、改正後の 245 号通知に基づく運用に関して、当室に寄せられた主な質疑を別紙のとおりとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
担当：竹本、池町、平尾
TEL 03-5253-7524
FAX 03-5253-7534

(予防規程について)

問 245 号通知の一部改正において、乗務員、単独荷卸しを行う運送業者の運行管理者並びに給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員（以下「乗務員等」という。）に対して、単独荷卸しの仕組みや単独荷卸しに係る安全対策設備等に関する教育訓練が追加された。このことに伴い、単独荷卸しが行われる給油取扱所等の予防規程について、教育訓練を実施する内容となっている場合であっても変更の必要があるか。

答 現行の予防規程が、245 号通知の一部改正において追加された事項を含め教育訓練を実施する内容となっている場合には、特段変更の必要はない。

なお、245 号通知に基づく単独荷卸しの実施について、第三者機関の評価を受けている石油供給者においては、従前から、予防規程等に基づく教育訓練として、単独荷卸しに係る教育訓練用テキスト等に今回追加された事項を含む内容を記載しており、当該テキストに基づき運送業者や給油取扱所の所有者等に教育訓練を行わせる体制となっていることを申し添える。

(教育訓練の周期の始期について)

問 245 号通知の一部改正前において追加された事項も含め教育訓練が実施されていた場合、当該教育訓練が実施された日を始期として 245 号通知別添 2，4 に示す周期により教育訓練を実施してよいか。

答 差し支えない。

(給油取扱所等への指導について)

問 立入検査の際、予防規程に従った単独荷卸しを実施されていなかったことが確認された場合、どのように対処すべきか。

答 245 号通知第 5 に示すとおり、当該給油取扱所の所有者等に対して、予防規程等に従った単独荷卸しを実施するよう指導し、これによっても予防規程等に従った単独荷卸しが行われない場合には、単独荷卸しを止めるように指導されたい。